

株式会社道北エナジー
「(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成27年9月4日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社道北エナジーに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道稚内市及び宗谷郡猿払村
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大170,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 6月19日
環境大臣意見受理	平成27年 8月21日
経済産業大臣意見	平成27年 9月 4日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社道北エナジー
「(仮称) 宗谷丘陵風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定

- (1) 本計画段階環境配慮書では、単一案の事業実施想定区域において事業実施による環境影響に係る調査、予測及び評価を行った後、その結果を踏まえ、A～C案の設定、比較検討を行っているが、対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。
- (2) 以下の区域については原則として対象事業実施区域から除外すること。
- ① 特定植物群落
 - ② 自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域
- なお、①及び②が現存する区域については、今後の環境影響評価方法書以降の手続きにおいて第7回自然環境保全基礎調査と同等以上の科学的・客観的な詳細調査により明らかにした上で、対象事業実施区域から除外すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 地形について

事業実施想定区域には、「日本の典型地形」（国土地理院）において「典型地形」とされている「宗谷丘陵」が含まれており、地形改変による重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、地形に関する適切な調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置の手法及び効果について調査、検証し、それらの結果を踏まえ、重要な地形への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺は、ヒシクイ、マガン、コハクチョウ等のガン・カモ類やオオワシ、オジロワシ等の海ワシ類等の餌場、越冬地、繁殖地等となっている湿地、池沼、河川、海岸等が広く分布しており、また、渡り時期にはヒシクイ、コハクチョウ等のガン・カモ類の集団飛来地となる重要野鳥生息地（IBA）の声間大沼が近接していること、オオワシ、オジロワシ等の渡りの経路となっていることから、本事業の実施により、これらの重要な鳥類の生息環境の劣化及び渡りへの影響等が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、以下について実施すること。

- ① 周辺の池沼等に生息するコハクチョウやガン・カモ類等の渡りの経路及び餌場への移動経路となっており、環境保全措置を講じたとしても、本事業の実施に伴うこれら鳥類の飛翔経路の遮断や生息地に対する重大な環境影響が生ずるおそれが高い。このため、隣接する既設の風力発電所における事後調査結果及び専門家等からの助言等を踏まえ、適切な時期・回数調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、経路下を避けるとともに、可能な限り距離を確保すること。
- ② 多数のオオワシ、オジロワシ等の海ワシ類の渡来・越冬・渡去や隣接する既設風力発電所におけるオジロワシの衝突が確認されており、環境保全措置を講じたとしても、本事業の実施に伴うこれら鳥類の飛翔経路の遮断や生息地に対する重大な環境影響が生ずるおそれが高い。このため、隣接する既設の風力発電所における事後調査結果及び専門家等からの助言等を踏まえ、適切な時期・回数調査を実施し、オオワシ、オジロワシ等の海ワシ類のねぐらや餌場等の利用範囲及び渡りの経路を明らかにした上で、それらの範囲や経路下を避けるとともに、可能な限り距離を確保すること。

また、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）の考え方も踏まえて行うこと。

(5) 動物（鳥類除く。）について

事業実施想定区域には、トウキョウトガリネズミ、コウモリ類等の哺乳類、エゾサンショウウオ等の両生類、コモチカナヘビ等の爬虫類、コミズスマシ等の昆虫類、エゾホトケドジョウ、イトウ等の魚類等重要な動物が生息しており、本事業の実施により、これらの重要な動物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等

の配置等の検討に当たっては、重要な動物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、重要な動物の生息地の改変を回避又は極力低減するとともに、可能な限り当該生息地から距離を確保すること。特に、工事の実施に伴い、河川、沢筋等の水環境、その下流に位置する海域へ土砂や濁水が流入し、そこに生息・生育する重要な水生生物への影響が懸念されるため、河川、沢筋等の水環境から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物について

事業実施想定区域には、ムシャリンドウ、フクジュソウ等の重要な植物の生育環境が存在しており、本事業の実施により、これらの重要な植物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、重要な植物種の生育地の改変を回避又は極力低減するとともに、取付道路等の附帯施設の設置や、工事に必要な一時的な施設及び地形改変を含む工事全体による地形改変が最小となるよう配慮すること。

(7) 生態系について

事業実施想定区域には、沢・河川等の水域、自然植生及び保安林等に指定された森林が存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、これらの重要な生態系への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路や無立木地等を活用することにより、自然植生を回避するとともに、沢・河川等の水域及び保安林等に指定された森林の改変を回避又は極力低減すること。

3. 事業計画の見直し

上記1.(2)並びに2.(4)～(7)により、重要な動植物及びその生息・生育地並びに生態系への影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

4. その他

(1) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域及びその周辺においては、本事業者及び他事業者による複数の風力発電所が設置済及び環境影響評価手続中であることから、これらの情報について環境影響評価方法書以降の図書に適切に記載するとともに、これら風力発電設備等の

うち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについては、明らかになっている情報に加え、今後、他事業者と協働して実行可能な範囲で共同調査等を行い、そこで得られた情報も考慮した上で、本事業との累積的な環境影響について予測及び評価をすること。